

計画期間内に目指す姿

子どもの数の少ない県内市町村では、特定型の事業ニーズは低い状況にあります。様々な課題を抱えながら子育てに不安や負担を感じている保護者を支援する基本型や母子保健型の事業ニーズは一定あるものと考えています。

市町村の子育て支援窓口の質の向上を目指すとともに、高知市をはじめとする市部での事業実施に向けた検討を促します。

現在の利用状況及び課題

子どもの少ない市町村では、子育て支援窓口、母子保健窓口若しくは、市町村保健センター、地域子育て支援センターなどが、利用者支援の役割を担っている実態があり、各市町村の子育て支援窓口などの利用者支援の質の向上を目指すとともに、関係課と連携した相談対応につながる研修を充実します。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- 子育て支援員養成(利用者支援事業) 7名 H27新規
勤務年数3年以上で意欲のあるセンター職員
 - ・ 香川県・岡山県の研修参加、他県の実践者と交流
 - ・ 地域の連携すべき関係機関への現場研修、
 - ・ 市町村行政担当者、施設長などと今後の取組についてワーク
- 県の出会い・結婚・子育て応援コーナー H27新規
 - ・ 保健師等の相談窓口による直接支援
 - ・ 各市町村の支援センターへの出前子育て相談
- 子育て支援者ブロック別研修交流会で利用者支援事業実践事例を紹介
◆利用者支援事業の内容理解と必要性や実施検討、交流・連携の促進
 - ・ 埼玉県和光市(母子保健型) わこう版ネウボラ、ホームスタートなど
 - ・ 大分県豊後高田市(基本型) ホームスタート、病後児保育、ファミリー・サポート・センター
- 妊婦の「プレマネット」への登録促進とメールマガジンによる様々な子育ての情報提供

計画期間内に目指す姿

乳幼児の少ない町村における子育て支援の場が拡充され、国の基準を満たすセンターや、保育所や認定こども園を活用した小規模なセンターなど25市町村、50箇所の開設を目指します。

現在の利用状況及び課題

センターが開設されていない町村においては、子育て中の親子がいつでも身近に集うことのできる場の確保が必要です。

また、センターが設置されている市町村においては、子育て中の保護者が抱える様々な問題に対する関係機関との連携体制の構築が必要です。

さらに、センターを利用していない子育て家庭への支援や、妊娠期からの支援、父親の育児参加を促す取組など、新たな課題への取組が期待されます。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- センター未設置市町村への支援
- 妊娠期からの利用や、父親の育児参加を促す取組の推進
- 訪問型の子育て支援の推進 H27拡充
 - ・ 高知県安心子育て応援事業補助金 H27拡充
(小規模なセンター運営補助、妊婦・父親支援、訪問型支援などへの補助)
 - ・ 他県の先行事例の取組紹介
 - ・ 家庭訪問型ボランティア ホームスタートの普及啓発 278名
- 関係機関との連携強化
 - ・ 子育て支援者ブロック別研修交流会(東部・中部・西部の実施) 278名
 - ・ アンケート調査等実態調査と市町村への情報提供と連携推進周知
 - ・ 子育て支援員とセンター職員の交流促進(現任者研修活用)(H28予定)
- センターの子育て支援の充実強化 H28拡充
 - ・ 子育てアドバイザーの派遣(親の相談支援等) H27 51件
 - ・ センター職員向け現任者研修(H28:5日 H27:4日、H26:2日)
- 子育て支援員養成(地域子育て支援拠点事業) 101名 H27・28拡充
- 子育て支援員養成(地域子育て支援拠点事業) 101名 H27新規

③ 妊婦健康診査(健康対策課)

計画期間内に目指す姿

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週～41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦が増えるとともに、未受診のまま出産に至る方を減少させることを目指します。

現在の利用状況及び課題

妊娠に伴う経済的な負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すために、県としても(腔分泌物の細菌検査等)公費負担の充実に取り組むとともに、出産までに14回の妊婦健康診査の受診について啓発しています。しかし、妊娠満20週以降に妊娠の届出をされた方が平成24年度で90人(うち分娩後2人)と、妊娠届の遅れにより望ましい健診時期に受診できない方や、健診を一度も受けることなく出産となる方もいます。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

H27年度 取組

- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発に努めます。
 - ・妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発
母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」作成・配布(市町村)
「妊婦健康診査を受けましょう」チラシの作成、配布(医療機関・市町村)
 - ・思春期からの意識の啓発
性に関する専門講師派遣 19校(2,753人) 性の出前講話 1校(224人)
思春期ハンドブック作成・配布(配付数 11,041冊)
- ◆本県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。
 - ・妊娠初期の腔分泌物の細菌検査
県内全市町村で実施
 - ・妊娠中期の子宮頸管長の測定
県内全市町村で実施
- ◆周産期医療や母子保健事業従事者の資質の向上に取り組みます。
 - ・周産期医療従事者の資質の向上のための周産期医療研修の実施
実施回数 3回 延参加人数 177人
 - ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施
研修会Ⅰ 参加人数 178人 研修会Ⅱ 参加人数 84人

④ 乳児家庭全戸訪問事業(児童家庭課)

計画期間内に目指す姿

5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることのできる訪問者の育成に努めます。

現在の利用状況及び課題

児童福祉法に基づく実施が24市町村(うち補助金交付18市町村)、母子保健法に基づく実施が8町村、その他の事業による実施が2町村と、県内の全市町村が実施しています。

支援が必要と判断される家庭を把握し、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスにつなげることで、早期に養育環境の改善を図っていくために、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆市町村職員等を対象とした児童相談所による研修などを行うことにより、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。
 - ・市町村職員等を対象とした研修等の実施

⑤ 養育支援訪問事業(児童家庭課)

計画期間内に目指す姿

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることで訪問者の育成に努めます。

現在の利用状況及び課題

児童福祉法に基づく実施が16市町村(うち補助金交付14市町村)、母子保健法に基づく実施が17市町村、その他の事業による実施が1村と、県内の全市町村が実施しています。

個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修や児童福祉司任用資格指定講習の実施に継続して取り組みます。
 - ・市町村職員等を対象とした研修等の実施
 - ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化(児童家庭課)

計画期間内に目指す姿

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を目指します。

現在の利用状況及び課題

県内全市町村が、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。当該業務は、様々な関係機関との調整が必要ですが、市町村職員が調整業務を専任で担うことが難しい状況にあります。また、個々のケースへの対応や見立てが重要な業務であることから、人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ◆児童福祉司任用資格取得講習会や児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修のほか、児童相談所が要保護児童対策地域協議会への参加及び助言を行うことにより、ケース対応や見立てを行う人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。
 - ・児童福祉司任用資格指定講習の実施
 - ・市町村職員等を対象とした研修の実施
 - ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

⑥ 子育て短期支援事業(児童家庭課)

計画期間内に目指す姿

全市町村で、必要に応じて利用できる体制の実現を目指します

現在の利用状況及び課題

県内の21市町村がショートステイを実施(補助金交付18市町村)しています。また、トワイライトステイの実施は、高知市のみとなっています。

【施設の設置状況】・乳児院(高知市)

・児童養護施設(高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町)

・母子生活支援施設(高知市・安芸市)

・ファミリーホーム(高知市・四万十市・本山町)

近隣に実施施設のない市町村への対応として、一時預かり事業などの実施状況や、当該事業の各市町村におけるニーズ量等も踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ◆近隣に実施施設のない市町村における事業実施を働きかけます

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(雇用労働政策課)

計画期間内に目指す姿

事業の拡大や充実に向けて、引き続き業務内容の周知啓発活動を行い、5年後には、新たに2市町村以上がファミリー・サポート・センターを設置することを目指して取り組みます。

また、実施市町村への支援を引き続き行い、提供会員の拡大により援助活動の充実を目指して取り組みます。

現在の利用状況及び課題

平成28年2月1日現在で、県内2箇所(高知市・佐川町)が実施しています。各市町村におけるニーズを踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。また、実施地域である高知市においても、一部地域では提供会員が少なく、援助活動のバランスが取れていない状況にあります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆ファミリー・サポート・センター事業の活動状況や取組方法などについて理解を深めていただくことで支援の拡大や充実につなげていきます。
- また、実施市町村の活動をPRして、会員の増加につなげるよう、様々な機会をとらえて、周知をおこなっていきます。
- ・広報誌「こうち労政情報」への掲載による周知
- ・国、関係各課の広報誌等への掲載依頼

⑧ 一時預かり事業(幼保支援課)

計画期間内に目指す姿

保育所・認定こども園等教育・保育施設を利用していない保護者にとっては、必要な事業であり、各市町村において、1箇所以上の事業実施を目指します。幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を目指します。休日・祝祭日において実施する施設を増やします。

現在の利用状況及び課題

保育所等で実施される一般型一時預かり事業は、27年度から2箇所増の18市町38箇所(平成28年2月1日現在)で実施しています。

1号認定の幼児を預かる幼稚園型一時預かり事業は、新制度に移行した幼稚園及び認定こども園の25園(平成28年2月1日現在)で実施していますが、居住市町村を超えた広域での利用が多く、実施施設や実施市町村において事務手続き等の負担増が課題となっています。

また、障害児の一時預かりについても、他の障害児福祉サービスと連携し検討する必要があります。

子育て中の保護者の多様な保育ニーズへの対応が可能となる効果的な取組であり、一時預かりを実施していない市町村への制度の周知・誘導などにより、一層の拡大を図っていく必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆新制度では、市町村の委託又は補助事業となっているため、確実に事業を実施するよう市町村に対して助言・指導を行います。
- ◆非定期利用が中心となっている事業の特性に留意した研修事業を実施します。
 - ・保育士・幼稚園教諭を対象とした研修の中で、一時預かり等の研修の実施・保育従事者の研修の実施
- ◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報を提供し、保護者が利用しやすいように周知を図ります。
 - ・HPなどを活用した情報公表

⑨ 延長保育事業(幼保支援課)

計画期間内に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業については、21市町村149箇所での実施を目指します。急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、訪問型延長保育事業及びファミリーサポートセンター等の活用を検討も併せて実施します。

現在の利用状況及び課題

開所時間11時間超え保育所:県内13市町村110箇所(H28.2.1現在)

開所時間11時間超え幼稚園(認定こども園除く):6箇所

開所時間11時間超え認定こども園:15箇所

開所時間11時間超え地域型保育事業所:12箇所

平成27年度からは、保育の必要な乳幼児に対する保育所等の利用時間について「保育標準時間(11時間)」、「保育短時間(8時間)」の2通りの支給認定を行うようになり、いずれの場合も認定を受けた時間を超えて利用する場合は、延長保育事業の対象となります。

保護者によっては、「保育標準時間」を利用する選択、或いは、「保育短時間+延長保育」の組み合わせを選択もできることから、当該事業の具体的なニーズの見込みを立てることが難しい側面があります。

また、延長保育が必要な子どもが1~2名などと少人数の場合には、職員の配置及び必要な財源の確保などの課題があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆保育の必要な保護者の支給認定を11時間の認定をした場合、その保護者が利用する保育所や認定こども園等が地域の実情に合った開所時間にするよう、市町村に促します。
 - ・延長保育促進事業
- ◆延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合に、施設でのお預かり以外の子育て支援サービス等も検討する必要があると考えます。
 - ・ファミリーサポートセンター事業の活用

⑩ 病児保育事業

計画期間内に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てできるよう、県としても多面的な支援を行いながら、5年後には病児・病後児対応型を9市町村13箇所、体調不良児対応型の2市3箇所での実施を目指します。

現在の利用状況及び課題

「病児・病後児対応型」は4市1村8箇所(平成28年2月1日現在)、「体調不良児対応型」は3市7箇所(平成28年2月1日現在)で実施されています。

保護者のニーズが高い事業ですが、小児科医等の不足などにより、実施箇所数が拡がりにくい現状にあるとともに、感染症等の流行時期と利用者数が密接に関連するため、時期によって利用者が大きく増減し安定的な経営が難しい面もあります。

また、利用児童がいない場合の、職員の業務についても課題があります。

過疎地域などは、ニーズはあるものの実際の利用者の規模が小さいために、市町村単独での実施が難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

保護者のニーズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、助言・支援を実施します。

⑪ 放課後児童健全育成事業

計画期間内に目指す姿

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

【指標】・避難訓練の実施 100% ・防災マニュアルの作成 100%
・学校との定期的な連絡 90%

放課後子ども総合プランを活用した「放課後学びの場(子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場)」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な体験・交流・学習活動ができるよう、市町村の取組を支援します。【指標】学習活動の実施 95%

現在の利用状況及び課題

平成28年2月1日現在、高知市78箇所(放課後子ども教室とあわせて実施校率100%)、高知市以外の市町村73箇所(放課後子ども教室とあわせて実施校率91%)で実施されています。

県では、平成19年度から、文部科学省が所管する地域の全ての子どもを対象とした「放課後子供教室」とあわせ、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと豊かな学びの場としての取組を「放課後子どもプラン」として推進してきました。

地域の実情に沿って、放課後児童クラブか放課後子ども教室のどちらか、もしくはその両方が実施されているところですが、市町村や実施場所によって取組が異なっており、その格差を解消することが課題となっています。防災等の安全性の確保や体験・学習活動、参加する発達障害児等への支援などを、さらに充実させるためには、学校教育や福祉等の関係機関とも目的を共有し、連携を図ることが重要です。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆「放課後子ども総合プラン」実施市町村等への財政的な支援を継続
- ◆放課後児童支援員の認定資格研修を実施
- ◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等の合同研修を充実させて、地域住民等の教育支援活動を推進
- ◆学び場人材バンクによる人材紹介や出前講座等の内容充実 **H28拡充**
- ◆市町村が保護者利用料を減免した場合の助成(県1/2)継続
- ◆市町村が放課後児童クラブの開設時間を延長した場合の助成(県1/2)を新設 **H28新規**
- ◆放課後児童クラブの新設や対象学年の変更、活動面積の拡充など、量的拡充や質の改善への財政的な支援